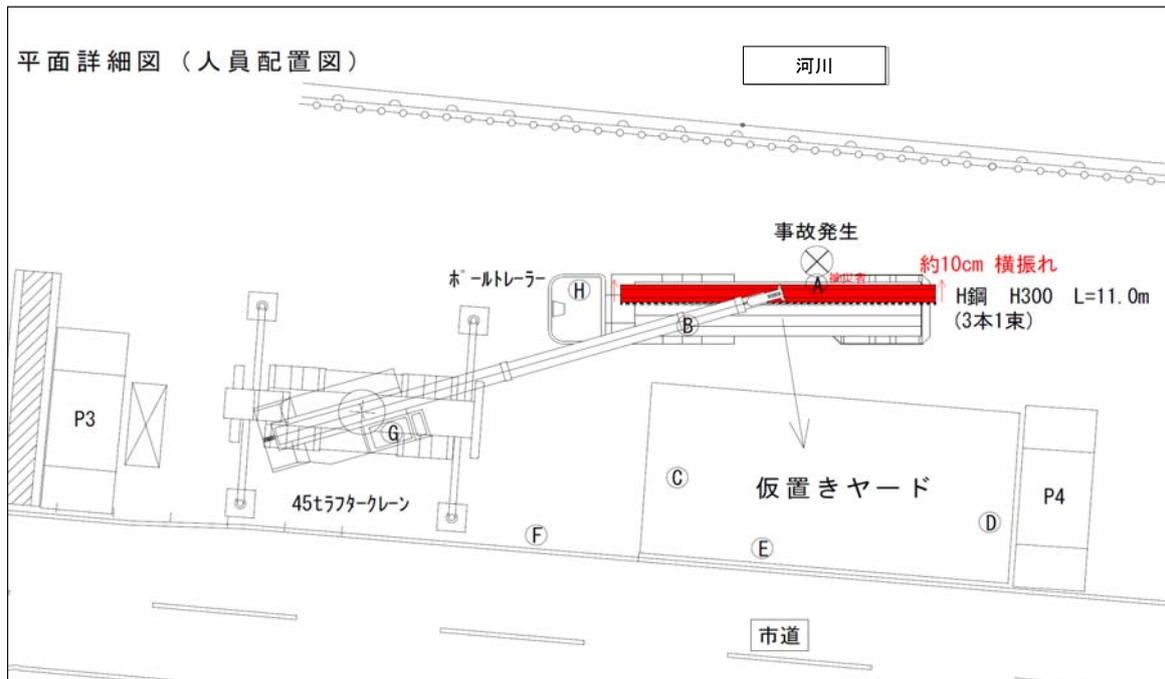
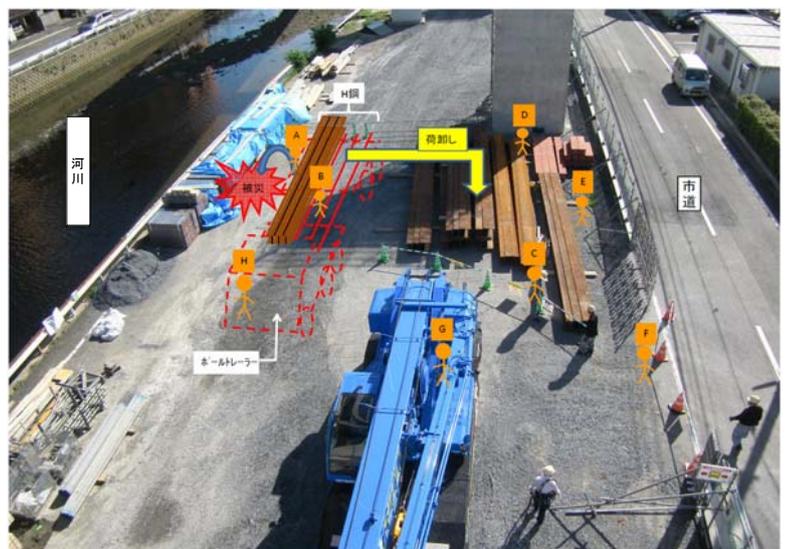
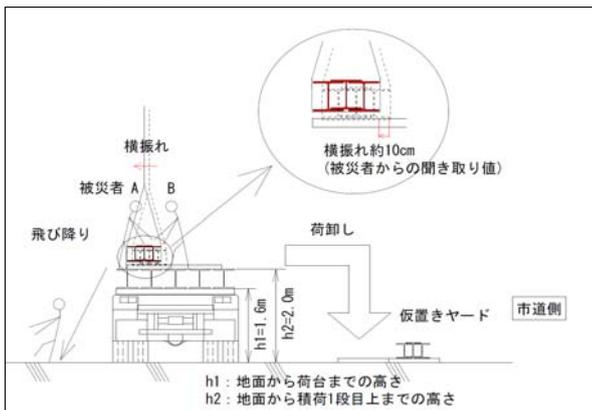


事故種類	労働災害	発生日時	平成21年8月7日 10時15分		
事故区分	労働災害	年齢性別	41歳 男性	職種	とび
被災程度(全治)	右踵骨折(約6週間の加療を要する見込み)				
事故概要	鋼材(H鋼)をポルトレーラー荷台からクレーン作業で荷卸しを行う作業中において、地切りを行った際に鋼材に横揺れが生じ、荷台上にいた作業員が、危険回避の為、荷台より飛び降りた。その際に右足踵を負傷した。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> 作業まわりの狭い場所(側)で作業を行っていた為、避難する場所がなかった。 クレーンで吊った際に、吊り荷の揺れ防止対策がとられていなかった。 元請職員は、現場内の他の作業箇所にはいた為、事故現場には不在であった。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> 玉掛け作業の地切り確認は、必ず作業まわりが広い側で作業を行う。 合図者とクレーンオペとの合図は、吊り荷の状態から目を離さず確認できるよう無線を使用する。 上記を徹底するため、元請と協力業者と協議し作業手順書を作成し、関係作業員に教育する。 前日の作業打合せで、現場条件等を考慮し、機械及び作業員の位置を図示して、作業指示書にて指示する。 KY活動において、元請職員が必ず同席し、指示内容を確認する。 H鋼両端に、介錯ロープを取付け、吊り荷の揺れ防止を行う。 作業には、必ず元請職員が監視員として配置し、配置できない場合は、作業を行わない。 店社パトを月1回から2回に増やし、再発防止策の実施状況を点検・確認する。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> 作業手順書は、現場条件を考慮して作成し、元請業者、協力業者、現場作業員の全てに周知させ作業にあたる。 安全教育、KY等において、建設機械や作業員の配置を図示するなどし、分かりやすい作業指示とする。 				

事故状況図

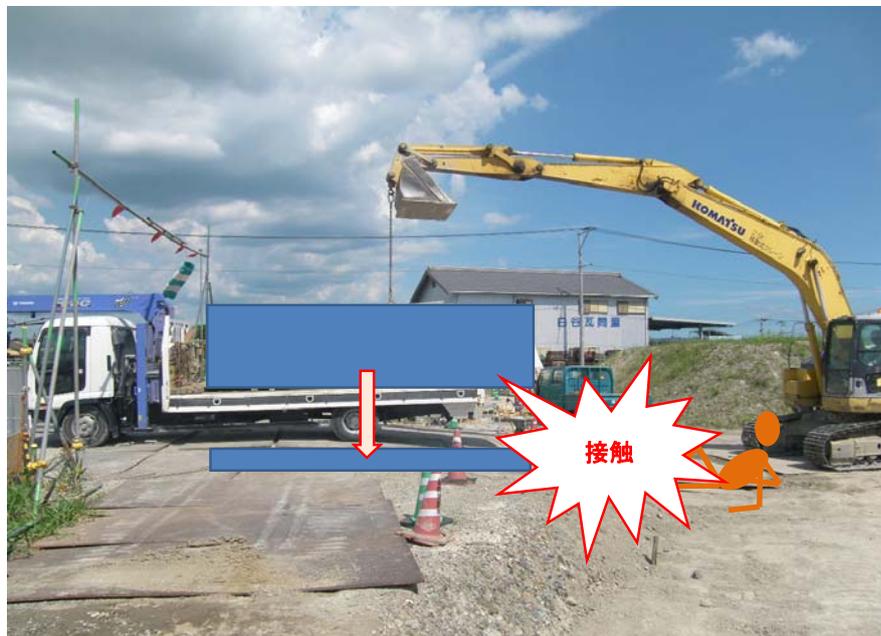
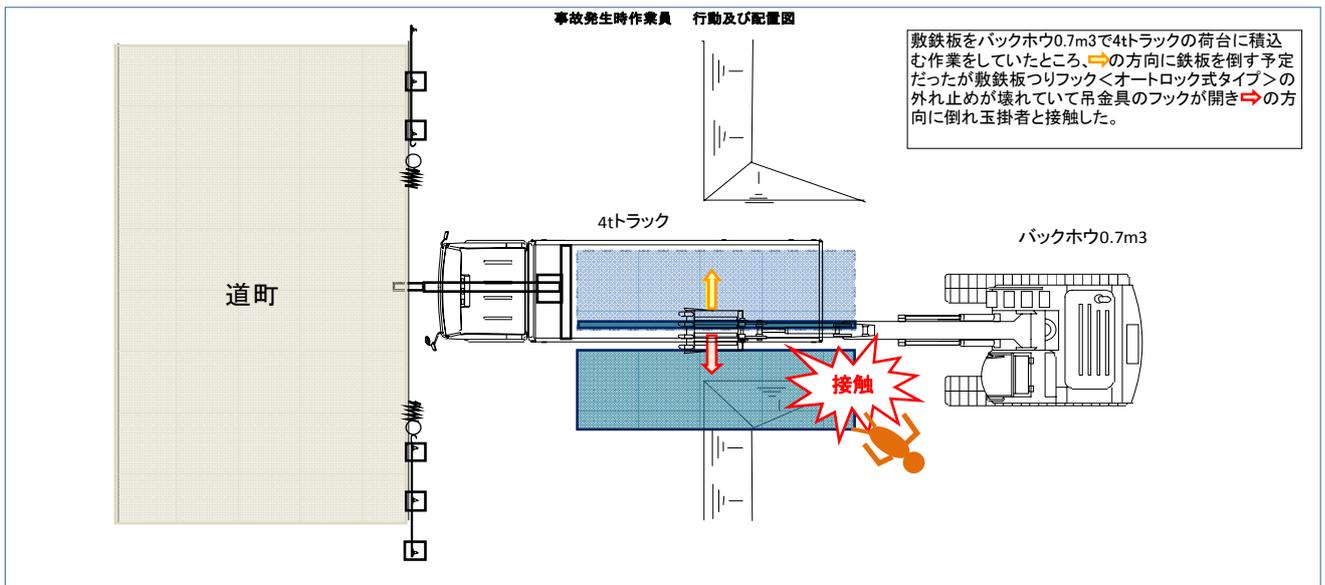


▼断面図



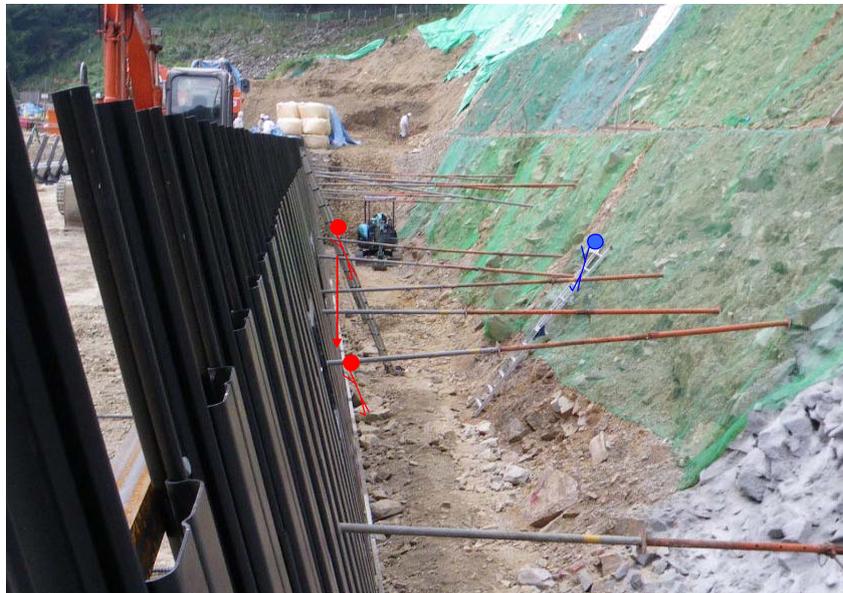
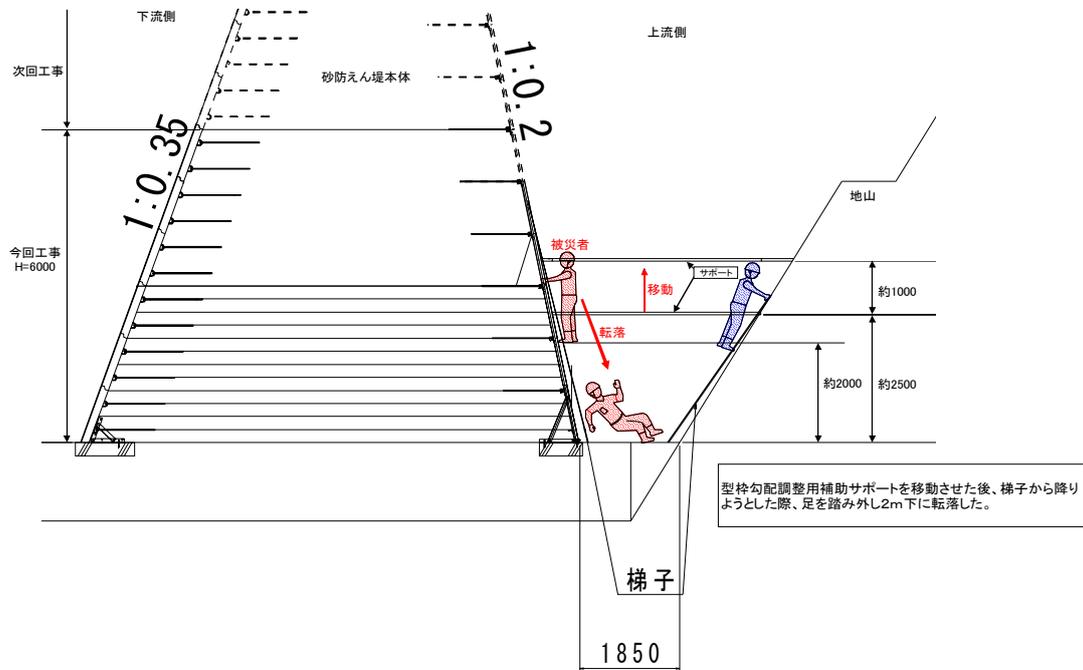
事故種類	労働災害	発生日時	平成21年8月7日 13時18分		
事故区分	労働災害	年齢性別	62歳 男性	職種	普通作業員
被災程度(全治)	左下腿開放骨折、左第2-5指不全断裂、右足関節内外果骨折、第4腰椎破裂骨折、出血性ショック、(約2カ月間の加療)				
事故概要	敷鉄板(1.5m×6.1m、t=22mm)をバックホウ0.7m3(クレーン仕様)で4tトラックの荷台に積込む作業において、荷台にいったん仮置きした際に吊金具のフックが開き(壊れていた)、吊金具が外れて鉄板が倒れ、作業員が負傷した。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> ・吊り作業中に吊り荷下に立ち入り作業を行った。 ・使用器具の点検が不十分だった。 ・合図者を配置していなかった。 ・敷き鉄板作業の危険予知活動を行っていなかった。 ・クレーン機能付バックホウの用途外使用を行った。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・吊り作業において重機使用中に旋回範囲内及び吊り荷下には立ち入らないようにクレーン作業、玉かけ作業の手順書を見直し再教育を実施。 ・吊り金具等の使用器具の点検を徹底する。(点検表の作成) ・吊り作業時には合図者の配置を行う。 ・準備・片付工等に対しても危険予知活動等の安全活動を実施する。 ・クレーン機能付バックホウにアタッチメントを取り付ける場合は取り付けアーム下に使用禁止シールを貼りオペレーターに明示する。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・吊作業では、介錯ロープ・手鉤(てかぎ)を使用し吊荷・重機と作業員の接触を防止する。 ・吊金具等の点検は丁寧に。 				

事故状況図



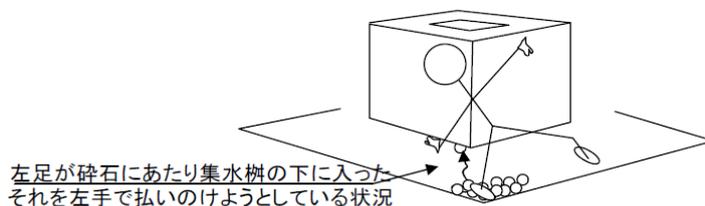
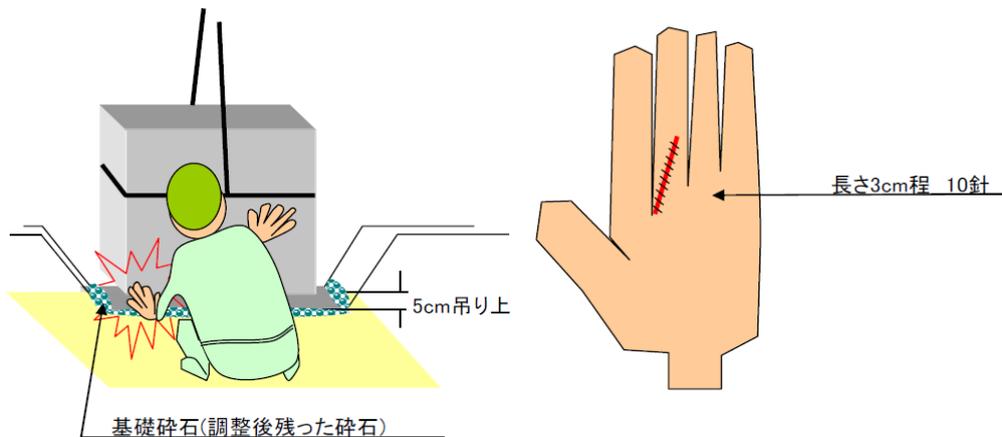
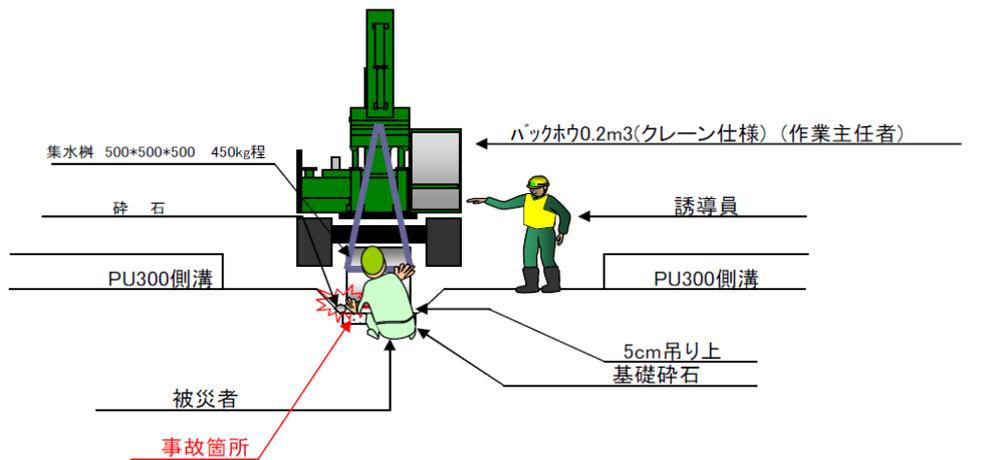
事故種類	労働災害	発生日時	平成21年8月28日 15時08分		
事故区分	労働災害	年齢性別	65歳 男性	職種	普通作業員
被災程度(全治)	頭部裂傷(1週間の加療を要する見込み)、肋骨骨折(約1ヶ月の加療を要する見込み)				
事故概要	梯子を使用して砂防えん堤背面の残存型枠調整用のサポートを約1m上方に移動させた後、降りようとした際、足を踏み外し2m下に転落し、負傷した。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> ・補助パイプサポートの作業において、当該作業に係わる安全点検・確認がなされていなかった。 ・施工計画書・施工手順書を作成せず、作業員に周知徹底されていなかった。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書及びそれに基づく施工手順書を作成した場合は、作業員全員に周知徹底する。 ・人員配置は朝の体調・健康状態を確認したうえで従事させることを徹底する。 ・高所作業2m以上は転落・墜落防止対策を行う。 ・KY活動、安全巡視等、安全点検の再徹底及び作業員全員にて安全意識の高揚を図るとともに、各作業に対する安全施設・対策・注意点の再度周知徹底を行う。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・梯子を使用する作業を実施するにあたっては、KY等において教育を徹底する。				

事故状況図



事故種類	労働災害	発生日時	平成21年8月29日 10時30分		
事故区分	労働災害	年齢性別	27歳 男性	職種	普通作業員
被災程度(全治)	左第3指挫創(約10日間の加療を要する見込み)				
事故概要	陸打した集水樹を0.2m3BH(移動式クレーン)にて設置作業を行っていた。基礎材の高さ調整が終わり、つり上げた集水樹を降ろしていた時、被災者が集水樹の位置調整を行うための体の重心移動により足が動き、足下の余った基礎材を集水樹の下に蹴り入れてしまった。このため、あわてて手で払いのけようとして集水樹の下に手を入れた。しかし、挟まれそうになり手を引き抜いたが、手袋をはずしていたため、集水樹の角で裂傷した。				
24 事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> ・降下中であった集水樹の下に不用意に手を入れたこと。 ・作業に際し、炎天下のため手が汗ばみ手袋内で滑ることから、防護具である皮手袋を外して作業を行っていたこと。 ・調整のため削った基礎材を足下に寄せたままにしたこと。 				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員に安全に対する注意点を周知するため、作業手順書に以下の項目を加筆する。 ・吊荷の下に手を入れることを禁じる。 ・作業に搬出された残材は、作業の支障のない場所に避けておくこと。 ・作業手順書の遵守・徹底のため、作業主任者を招集した災害防止協会を実施。さらに、朝礼・KYミーティング・新規入場者教育においても教育指導を行う。 ・日々の安全巡視(3回/1日→4回/1日)、社内安全パトロール(月1回→月2回)の頻度を増やす。 				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時の安全協議会を開催し、類似工事における再発防止に向けた注意喚起を行った。 ・主任監督員を通じて事故事例を情報提供し、再発防止の指導徹底を行った。 				

事故状況図



被災時の状況図